

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設 **拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	個人住民税における学校法人等への寄附金控除の適用下限額の引下げ	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方税法第37条の2又は同法第314条の7に規定する寄附を行った者</p> <p>・特例措置の内容 個人住民税における学校法人等への寄附金控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。</p>	
関係条文	道府県民税関係：第37条の2、市町村民税関係：地方税法第314条の7	
減収見込額	(初年度) ▲83 (-) (平年度) ▲83 (-) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 寄附金控除の拡充（適用下限額の引き下げ）により、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術に係る公益的な活動を行う各機関・団体に対する寄附を促進し、活動を活性化することにより、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の振興を図る。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校法人等の学校の設置者（以下「学校法人等」という。）については、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。 ② スポーツ関係の事業を行う独立行政法人及び特定公益増進法人（以下「スポーツ法人」という。）については、寄附の促進によりその財政基盤の強化を図り、スポーツ活動を活性化させる。 ③ 文化芸術関係の事業を行う独立行政法人及び特定公益増進法人（以下「文化芸術法人」という。）については、寄附の促進により、その財政基盤の強化を図り、文化芸術活動を活性化させる。 <p>(2) 施策の必要性 平成22年度の税制改正により、個人が学校法人等に寄附した場合の控除下限額が引き下げられ、個人からの寄附を促進する環境の充実が図られたところであるが、政府として、従来の行政機関ではなく、地域の住民が、教育等に共助の精神で参加する公共的な活動である「新しい公共」の実現を担う主体を支援することが重要であり、その主体を財政的に支える寄附の重要性が一層高まっている。施策の必要性について、具体例は以下のとおり。</p> <p>【学校法人等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人材養成の場であるとともに知の拠点である大学等は、知的基盤社会の活力を生み出す根源であり、大学等の教育研究活動等の推進は、わが国の将来の発展につながるものである。また、これからの大学等は産学連携や社会人の再教育等を通じ社会への貢献を果たしていくことが求められている。このような中、活動の充実のために、寄附を増加させていく必要があり、個人から学校法人等への寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。 ② また、学校法人等については、近年の少子化等の影響により、経営環境の厳しさが増しており、安定した大学等の運営を行うために、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。 	

	<p>【スポーツ法人】</p> <p>① 世界共通の人類の文化の一つである、スポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現することが求められている。スポーツの振興を図る上で、スポーツ法人が主体的かつ安定的に自主的な活動を行うことが重要であり、そのために寄附税制を更に充実させる必要がある。</p> <p>② 財政基盤の強化のためには、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることが重要であり、スポーツ法人への寄附を行いやすい環境を整えるとともに、寄附を行う機運を高めるために、寄附税制を更に充実させる必要がある。</p> <p>【文化芸術法人】</p> <p>① 文化芸術は、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現するだけでなく、社会全体を活性化する上で大きな役割を果たしうるものであり、その振興が求められている。文化芸術の振興を図る上で、文化芸術法人の主体的な活動が重要な役割を担っており、その活動をさらに活性化させる上で、財政基盤の強化が求められている。</p> <p>② 財政基盤の強化のためには、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることが重要であり、文化芸術法人への寄附を行いやすい環境を整えるとともに、寄附を行う気運を高めるために、寄附税制を更に充実させる必要がある。</p>	
<p>本要望に対応する縮減案</p>		
	<p>ページ</p>	<p>1—1</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>政策目標 1 1 スポーツの振興 施策目標 1 1-1 子どもの体力の向上 施策目標 1 1-2 生涯スポーツ社会の実現 施策目標 1 1-3 我が国の国際競技力の向上</p> <p>政策目標 1 2 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 1 2-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
	政策の達成目標	<p>教育、文化、スポーツ、科学技術・学術といった公益事業の振興を図る。 具体例は以下の通り。</p> <p>【学校法人等】 学校法人等については、寄附金収入等財源の多様化を促進しその経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。</p> <p>【スポーツ法人】 スポーツ法人については、その財政基盤の強化を図り、スポーツ活動の一層の活性化を図る。</p> <p>【文化芸術法人】 文化芸術法人については、その財政基盤の強化を図り、文化芸術活動の一層の活性化を図る。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	なし
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	<p>学校法人等、スポーツ法人及び文化芸術法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>文部科学大臣所轄学校法人（688法人） 国立大学法人（86法人） 公立大学（95大学） スポーツ法人（13法人） 芸術文化法人（37法人）</p> <p style="text-align: right;">等</p>

学校法人等に対する個人からの過去の寄附実績は以下のとおりであり、寄附金控除の適用下限額の引き下げが図られた際には、一層、寄附者や寄附額が増加するものと考えられる。

1. 寄附者数 (単位：人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
国立大学法人	—	23,943	33,065	41,336	53,299
公立大学	362	358	1,322	577	1,607
学校法人	—	—	—	219,085	197,264
育英奨学法人	32,481	31,431	36,687	37,705	37,827
文化芸術法人	—	—	7,247	9,259	7,485
スポーツ法人	—	—	279	357	465
総計	32,843	55,732	78,600	308,319	297,947

調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人等。入学時寄附金を除く。

調査時点：当該年度の翌年度

※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。

2. 寄附額 (単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
国立大学法人	—	10,659,274	4,420,245	7,707,459	14,794,455
公立大学	71,673	102,473	153,863	270,444	172,749
学校法人	—	—	—	20,308,995	19,405,103
育英奨学法人	1,217,827	1,151,958	1,768,898	1,539,139	1,248,649
文化芸術法人	—	695,433	820,708	801,172	1,142,688
スポーツ法人	—	—	58,588	139,741	106,209
総計	1,289,500	12,609,138	7,222,302	30,766,950	36,869,853

調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人等。入学時寄附金を除く。

調査時点：当該年度の翌年度

※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。

要望の措置の
効果見込み
(手段としての
有効性)

相当性
当該要望項目
以外の税制上の
支援措置

所得税、法人税

予算上の措置等
の要求内容
及び金額

(平成22年度)

【学校法人】

- ・ 私立大学等経常費補助 3,222億円
- ・ 私立高等学校等経常費助成費等補助 999億円

上記の予算上
の措置等と
要望項目との
関係

例えば、学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。

一方、教育等の公益的活動を行う法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。寄附の確保・増加に向けた取組は、このような観点から、各法人等が自主的に行っているものであり、寄附金控除の適用下限額の引き下げにより寄附者が寄附しやすい環境を充実することは、寄附の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援するものとなる。

このように、国等による助成は法人等を直接支援するもの、また、寄附税制は法人等に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人等の健全な経営に資するものとして、重要な役割を果たしており、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。

	要望の措置の 妥当性	<p>特定公益増進法人等に対する個人寄附に関する税制優遇措置の適用実績は、平成20年分において、寄附者が道府県民税分25,482人、市町村税分28,813人、寄附金控除額が4億7,585万円と多くの適用実績がある。寄附金控除の適用下限額の引き下げが行われれば、さらに寄附実績が拡大すると考えられる。</p> <p>寄附金控除の適用下限額の引き下げは、例えば、少額所得者が善意で少額を寄附した際にも税制優遇措置を受けられるようにするものであり、また、費用対効果を勘案した場合、下限額は2千円とすることが適当と考えられる（下限額の撤廃が国民にとっては望まれるが、費用を勘案すると、撤廃は不適當である）ことから、国民の納得できる必要最小限の特例措置であるといえる。</p>
ページ	1—1	